

亀山市告示第 1 1 5 号

亀山市高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成 2 8 年 4 月 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成 2 8 年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として市によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第 3 条 市は、支給対象者に対し、この告示に定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第 4 条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の金額は、支給対象者 1 人につき 3 万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第 5 条 臨時福祉給付金に係る市の申請受付開始日は、平成 28 年 5 月 24 日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、平成 28 年 8 月 24 日までとする。

3 次条第 1 項に規定する申請者が、同条第 2 項第 1 号に掲げる方式により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。

(申請及び支給の方式)

第 6 条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)申請書(請求書)(以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。この場合において、第 3 号に掲げる申請方式は、申請者が全国銀行資金決済ネットワークに接続されている日本国内金融機関(以下「金融機関」という。)に口座を開設していないときその他第 1 号又は第 2 号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む。

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口において市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む。

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する。

(本人確認)

第 7 条 市長は、臨時福祉給付金の支給を決定するにあたり、申請者の本人確認を公的身分証明書等により行うものとする。

2 本人確認の方法については、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。)第 12 条第 3 項の規定を準

用し、確認に必要な書類の写し等については、申請者が申請書に添付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(振込口座の確認)

第8条 振込口座の確認方法については、通帳又はキャッシュカードの写し(以下「口座確認書類」という。)により行うものとし、口座確認書類については、申請者が申請書に添付するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として第6条の申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)時点において申請者が属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人又は代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 申請者が寝たきり、認知症等である場合にあっては、親族その他の平素から申請者の身の回りの世話をしている者

イ 申請者が老人福祉施設、児童養護施設、乳児院、身体障がい者施設、知的障がい者施設、精神障がい者施設等に入所している場合にあっては、当該施設等の職員であって当該申請者に係る申請を行うことが適当であると認められる者

ウ 申請者が里親制度を利用している里子である場合にあっては、里親であって当該申請者に係る申請を行うことが適当である認められる者

エ その他市長が特に認める者

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は、原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人の本人確認のため、当該代理人に公

的身分証明書等の提出又は掲示を求めるものとする。

- 3 市は、第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、同項第2号の者にあつては戸籍謄本又は登記事項証明書等により、同項第3号の者にあつてはこれらの者であることを証する書類等の提示又はその写しの提出を求めること等により、当該各号に掲げる者であるか確認するものとする。

(審査及び支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定により申請書が提出されたときは、速やかに所要の審査を行い、適正であると認めた場合は、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別記の1の(4)に規定する者のうち、同項に規定する申出を行った者が当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請があつた場合(申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に到達した時点で、当該臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。)は、臨時福祉給付金を支給しない。

(臨時福祉給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(未申請の場合の取扱い)

第12条 支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかつた場合には、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(申請の取下げ)

第13条 市長が第10条第1項の規定による支給の決定を行った

後、申請書の不備による振込不可能があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行わないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなすものとする。

(不当利得の返還)

第 1 4 条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 5 条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別記 (第 2 条、第 1 0 条関係)

(支給対象者)

1 臨時福祉給付金は、(1) から (4) までのいずれかに該当し、かつ、(5) に該当する者のうち、昭和 2 7 年 4 月 1 日以前に生まれた者に支給する。ただし、他の市町村において、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金事業による給付金が支給される者を除く。

(1) 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住基法第 8 条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、

いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。次号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。次号において同じ。）を市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。次号において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。次号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

（3）基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの。ただし、転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以降である転入届を市へ行った者を除く。

（4）基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若し

くは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

ウ 女性相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、女性相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が亀山市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（5）平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者。ただし、当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。

2 1の規定にかかわらず、基準日において、次の各号のいずれかに該当する者は、臨時福祉給付金を支給しないものとする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者。ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に保護

が廃止又は停止された者を除く。

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」という。）の受給者。ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成 2 7 年 1 月 2 日から平成 2 8 年 4 月 1 日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。
 - (3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 2 号）第 1 5 条第 3 項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者。ただし、援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成 2 1 年厚生労働省令第 7 5 号）第 1 5 条第 3 項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成 2 7 年 1 月 2 日から平成 2 8 年 4 月 1 日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。
 - (4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 1 9 条の規定による援護（以下この号において「援護」という。）を受けている者。ただし、基準日に援護が停止されていた者及び平成 2 7 年 1 月 2 日から平成 2 8 年 4 月 1 日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。
- 3 1 の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第 3 0 条の 4 5 の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給しない。
- 4 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき、1 の（ 5 ）の要件の適用に当たっては、当該者の扶養者の扶養親族等には該当しないものとみ

なすものとする。

- (1) 障害者（障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 2 3 年法律第 7 9 号）第 2 条第 3 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者。ただし、2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。
- (2) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 2 4 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定による入所等の措置が採られている者。ただし、2 月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。